

以下の対象製品については、販売・購入の際は必ず**PSマーク**と**製造や輸入を行う事業者（届出事業者）の名称**の表示が付されているか御確認ください。法令に適合した対象製品はPSマーク及び届出事業者名が表示されます。もし、誤って表示のない対象製品をご購入された場合、法律に違反し、安全性が確認されていないおそれがあるので、注意が必要です。

※PSマークとは、一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、製品安全法令に基づく基準に適合した製品にのみ、貼付が認められ、かつ表示が義務付けられています。製品安全法令は以下の4つの法律のほか関係する政令等となります。

<製品安全法令に基づく各種PSマーク>

①消費生活用製品安全法



②電気用品安全法



③ガス事業法



④液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



PSマークの表示が必要な主な製品例

- 携帯用レーザー応用装置
- 乗車用ヘルメット
- 直流電源装置（ACアダプター、バッテリーチャージャー等）
- リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等）
- カートリッジガスこんろ



個人間取引も販売事業者になり得ます

対象製品を単発で譲渡するような場合は、販売の事業には当たりませんが、**対価を受けることを条件として、反復継続して対象製品の取引を行う場合は「販売の事業」となります。**

販売事業者となった場合は、製品安全法令の遵守が必要となります。

法令に違反した場合は、罰則が科されます。

製造・輸入事業者が実施するリコールへの協力をお願いします

- リコール情報は、経済産業省のWEBページなどで確認いただけます。

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html



もっと知りたい方は

本件に関する詳細は、「製品安全ガイド」で検索

製品安全ガイド



問い合わせ先

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課 電話：03-3501-1511（製品安全課 内線）4301～4310、（製品事故対策室 内線）4311～4313